正する省令（平成15年文部科学省令36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る）、水道部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の配置予定技術者は、国家資格を有する主任技術者であること。

② 平成21年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事で元請としての経験（工期の１／２を超える連続した期間従事しているものに限る。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が２⑸②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できる場合に限る。）又は平成21年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事で建築一式工事の一次下請としての経験（当該工事の下請契約としての工期の１／２を超える連続した期間従事しているものに限る。）を有する者であること。ただし、元請としての経験の場合は、当該経験が平成21年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。共同企業体の一次下請としての経験の場合においても、建築一式工事の一次下請であること。元請としての経験の場合は、「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする（入札説明書参照）。ただし、特定建設工事共同企業体である場合は代表者の監理技術者が、上記の条件を満たしていればよい（入札説明書参照）。

③ 平成21年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成21年４月１日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。

⑤ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照）。

⑺ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和３年10月１日から令和５年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照）。

⑼ 上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照）。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 提出された技術提案が適正であること。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制

② 「配管工事における施工方法、試験調整、管理手法、搬入する資機材の検査等の品質向上に関する取組み（ただし、恒温恒湿空調システムにおける施工方法、試験調整、管理手法等の品質向上に関する取組みを１項目以上含めること。）」に係る具体的な技術提案

③ 「ダクト工事における施工方法、試験調整、管理手法、搬入する資機材の検査等の品質向上に関する取組み（ただし、恒温恒湿空調システムにおける施工方法、試験調整、管理手法等の品質向上に関する取組みを１項目以上含めること。）」に係る具体的な技術提案

④ 賃上げの実施に関する評価

⑵ 総合評価の方法

① 標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照）。

③ 評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶ 落札方法

① 入札参加者は、次の㋐、㋑及び㋒の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑ 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

② 上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４ 入札手続等

⑴ 担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（中央合同庁舎第２号館13階）
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111（内23―153）
メールアドレス
hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

⑵ 入札説明書等の交付期間及び交付方法　原則として、電子入札システムにより交付する。交付期間は、令和６年８月７日から令和６年12月２日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という）を除く。）。

なお、入札に必要な図面等については貸与とするので入札説明書参照のこと。